

個人番号カードの申請が始まります！

平成28年1月から交付開始となる個人番号カードについて、概要や申請・受取り方法についてご紹介していきます。

個人番号カードとは？

表面に氏名、住所、生年月日、性別、有効期限、顔写真、裏面には12桁の個人番号が記載されたもので希望される方のみ[※]に交付されます。[※](地方公共団体情報システム機構に申請が必要になります。)

個人番号カード（見本）



- 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書によるe-Taxなどの電子申請に利用できます。 **※当町ではコンビニ交付は行っておりませんのでご了承願います。**
- 個人番号カードの有効期限について
20歳以上の方は10回目の誕生日まで、20歳以下の方は5回目の誕生日までとなります。
電子証明書については5回目の誕生日までとなります。

個人番号カードの交付

個人番号カードの申請先（希望される方のみ）は地方公共団体情報システム機構となりますが、交付については町民課での手続きとなります。

交付の流れ

1. 平成28年1月以降、交付準備ができた旨をお知らせする交付通知書（はがき）が申請者のご自宅に届きます。
2. 交付通知書が届きましたら、個人番号カードの交付に必要な書類をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに町民課の窓口へご本人にお越しいただきます。
 - ・15歳未満の方又は成年被後見人の方のカード交付には法定代理人が同行してください。
 - ・病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、ご本人にお越しいただくことができない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。
3. 窓口による本人確認のうえ、電子証明書等の暗証番号を設定していただき申請者に交付となります。

みなさん知っていますか？

「10月は飼い主マナー向上推進月間」です！

ペットとの楽しい生活を送るため、飼い主の方は動物を苦手とする方に配慮して飼育するようにしましょう。

一部の方がルールを守らないと、下記のような苦情がでる場合があります。皆さまのご協力をお願いします。



- 犬にリードをつけないで散歩している。
- 犬の放し飼いをしている。さらには放し飼いの犬が歩行者を吠えたり、追いかけていたりしている。
- 散歩中の犬がしたフンを放置された。

犬の放し飼いは茨城県条例で禁止されています。飼い犬が自宅の敷地から出ることのないよう繋いだり、柵を設置したりして飼いましょう。
どんなにおとなしい犬でも、何かの拍子に驚いて逃げたり、人や他の犬に噛みついたりしてしまう場合があります。必ずリードをつけて散歩してください。また、フンを放置すると、土地の所有者の迷惑になるだけでなく、寄生虫や病原菌がいた場合、他の犬にうつってしまう恐れがあります。必ず持ち帰りましょう。



- 近所の猫がよその家でフン尿をして困っている。
- 近所の猫に車を傷つけられた。
- 迷い猫が家に居ついた。

猫は室内飼育が茨城県条例で義務付けされています。猫を放し飼いにすると、他人の敷地などにフン・尿をしたり、他人の車などを傷つけたりと、迷惑をかけてしまうことがあります。また、他の猫に病気をうつされたり、車にはねられてしまったりする恐れがあります。

猫が何かの拍子で迷子になった場合、保護されたとしても飼い主を探すことは困難です。名札（迷子札）をつけましょう。

動物を捨てることは犯罪です。繁殖を望まない場合は、避妊去勢手術をしましょう。野良犬や野良猫への餌やりは、寿命をまっとうするまで責任をもって飼育する以外には行わないでください。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 240-7134

